令和6年6月１日

**重 要 事 項 説 明 書**

**訪問看護ステーション 第二かいせい**

1. **当事業所のご利用にあたり**
	1. 介護・医療保険制度上、当事業所のご利用には、利用者様と当事業所との契約が必要となります。その契約についての重要事項を、ご説明いたします。

**２．契約の目的**

①　当事業所は京都府知事の指定を受けた訪問看護ステーション第二かいせい（事業所番号2663190011号）です。利用可能な方は要介護認定を受けられた要支援１～要介護５の方が対象です。

* 1. 当事業所は、利用者に対し該当する保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう訪問看護ステーションサービスを提供し、利用者及び利用者を扶養する者は、当事業所に対しそのサービスに対する料金をお支払い頂きます。

**３．契約期間**

1. この契約の契約期間は、利用者と当事業所が契約書を取り交わしたときから効力を有します。但し、扶養者（連帯保証人）に変更があった場合は、新たに契約書を交わします。
2. 利用者は、前項に定める事項の他、利用料等の改定が行われない限り、期間満了の２日前までに文書による契約解除の申し出がなければ、この契約は自動更新されるものとします。

**４．利用者からの解除**

 利用者及び扶養者は、当事業所に対して1週間前までに文書通知することにより、居宅介護

サービス計画にかかわらず、この契約を解除・終了することが出来ます。この場合利用者および扶養者は速やかに利用者の居宅サービス計画作成者に連絡していただきます。

**５．当事業所からの解除**

当事業所は、利用者及び扶養者に対し、次に掲げる場合には、本契約書に基づく事業所利用を解除・終了することができます。

①　利用者が要介護認定において自立と認定された場合。

②　利用者のサービス利用料金の支払いが、１０日以上遅延し、催促にもかかわらず１０日間以内に支払われない場合。

③　利用者が病院へ入院又は他の介護保険施設などへ入所した場合

④　利用者が、当事業所やサービス従事者に対して、この契約を継続し難い程の背信行為を行った場合。

**６．事業所サービス計画**

1. 利用者について解決すべく課題を把握し、利用者の意向を踏まえた上で、訪問看護ステーションとしてのサービス目標、サービスの内容、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ看護計画を作成します。又、必要に応じて訪問看護ステーションサービス計画を変更します。
2. 事業所サービス計画の作成に当たっては、居宅における生活を視野に入れ、居宅サービス計画作成者と訪問看護ステーションサービス従事者とがその内容を充分に検討します。
3. 訪問看護ステーションサービス計画の作成及び変更に際しては、その内容を利用者及び扶養者に説明します。

**７．施設の概要**

名　　　　　称：　訪問看護ステーション 第二かいせい

開　　設　　者：　医療法人回生会　理事長　出射　靖生

管　　理　　者：　所　　長　　　　上林　有香

職　　　　　員： 看護職員　　　　　 　７名

**８．サービスの内容**

1. 訪問看護ステーションサービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況及び家庭環境等を充分に踏まえて、「訪問看護ステーションサービス計画」を策定し、日常生活活動等の維持・向上を目的として、サービスを提供します。
2. 入浴の実施に当たっては、利用者の心身の状況や自立支援を踏まえて、適切な方法により実施します。尚、入浴が困難な場合には、清拭を実施するなどにより身体の清潔保持に努めます。
3. 排泄に係る看護に当たっては、利用者の心身状況や排泄状況等をもとに自立支援の観点から、トイレ誘導や排泄看護・介助等を、適切な方法により実施します。

**９．サービス提供の記録**

1. 当事業所は、利用者への訪問看護ステーションサービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間保管します。
2. 当事業所は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、管理者の了解を得て、これに応じます。但し、扶養者その他の者（利用者の代理人を含みます）に対しては、利用者の承諾その他事業所が必要と認めた場合に限り、これに応じます。

**１０．利用料金等**

介護保険・医療保険適用のサービスに係る利用者負担金については、該当保険に定められた額の１割～3割をお支払いいただきます。

《基本の利用料》

　　介護保険（1割負担額）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 30分未満 | 30～60分未満 | 60～90分未満 |
| ４７１単位（４９０円） | ８２３単位（８５７円） | １１２８単位（１１７５円） |

《各種加算》

　　介護保険

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 料金　(1割負担額) | 内　容 |
| 初回加算 | ３００単位（３１３円/月） | 過去２か月間訪問看護の利用がなく、新たに看護計画を作成した場合 |
| 退院時共同指導加算 | ６００単位（６２６円/回） | 病院、介護老人保健施設又は介護医療院に入院中（入所中）の方が退院（退所）するに当たり、訪問看護ステーションの看護師が病院や介護老人保健施設又は介護医療院の主治医やその他の従業員と共同して在宅での療養を必要な指導を行い、その内容を提供した場合 |
| サービス提供体制強化加算 | ６単位（６円/回） | 勤続年数７年以上の職員を３０％以上配置している場合 |
| 特別管理加算 | Ⅰ：５００単位（５２１円/月）Ⅱ：２５０単位（２６１円/月） | 厚生労働大臣が定めるところの特別な管理（気管カニューレ、留置カテーテルを使用、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態）厚生労働大臣が定めるところの特別な管理（在宅酸素療法指導管理、人工肛門、人工膀胱、真皮を超える褥瘡の状態、点滴注射を週３日以上行う必要がある方等） |
| ターミナルケア加算 | ２５００単位（２６０５円/月） | 在宅で死亡した契約者に対し、死亡前２４時間以内にターミナルケアを行ったときに死亡月に１回算定する |
| 緊急時訪問看護加算 | ６００単位（６２５円/月） | 利用者の同意を得て２４時間体制で計画的な訪問以外に必要時、電話相談、緊急訪問を行う。①利用者又はその家族等から電話等による相談があった場合は常時対応できる体制にある。②緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制が整備されていること・夜間対応に係る勤務の連続回数が２連続（２回）まで・ICT,AI,IOT等の活用による業務負担軽減・電話等による連絡及び相談を担当する者に対する支援体制の確保 |

医療保険（下記療養費の１～３割を負担）

　　　　　　　　訪問看護基本療養費　週３日まで　５５５０円または５０５０円

　　　　　　　　　　　　　　　　　　週４日以降　６５５０円または６０５０円

　　　　　　　　訪問看護管理療養費　月の初日　　　　　　　　７６７０円

　　　　　　　　　　　　　　　　　　２日目以降１２日まで　　３０００円

《各種加算》

医療保険

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 料金（１割負担額） | 内　容 |
| 訪問看護情報提供療養費（月１回） | １５００円/回（１５０円/回） | 利用者の同意を得て市町村・都道府県又は指定特定相談支援事業者等からの求めに応じて、訪問看護に関する情報を提供した場合 |
| ベースアップ評価料１ | ７８０円/月（７８円/月） | 医療に従事する職員の賃金の改善を図るため |
| ２４時間対応体制加算（月１回） | ６８００円/月（６８０円/月） | 利用者の同意を得て２４時間体制で計画的な訪問以外に必要時、電話相談、緊急時対応を行う①利用者又はその家族等から電話等による相談があった場合は常時対応できる体制にある②緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制が整備されている・夜間対応に係る勤務の連続回数が２連続（２回）まで・ICT,AI,IOTなどの活用による業務負担軽減・電話等による連絡及び相談を担当する者に対する支援体制の確保 |
| 特別管理加算 | ５０００円/月（５００円/月）２５００円/月（２５０円/月） | ・厚生労働大臣が定める所の特別な管理（気管カニューレ、留置カテーテルを使用、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態）・厚生労働大臣が定める所の特別な管理（在宅酸素療法指導管理、人工肛門、人工膀胱、真皮を超える褥瘡の状態、点滴注射を週３日以上行う必要がある方等） |
| 訪問看護ターミナルケア療養費１（死亡月） | ２５０００円（２５００円） | 在宅で死亡した利用者に対し死亡前２４時間以内にターミナルケアを行った場合 |

《交通費》

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 3.5㎞未満 | 3.5～5㎞未満 | 5㎞以上 |
| 無　料 | ２５０円 | ５００円 |

《各種加算》

　　　　　　　　初回加算、緊急時訪問看護加算、特別管理加算、サービス提供体制強化加

　　　　　　　　算などが利用にあたり加算されることがあります。

**１１．事業所の利用にあたっての留意事項**

　　　当事業所を利用された場合は、下記の事項に留意して下さい。

1. 利用者の病状に急変等があった場合は、速やかに事業所へご連絡下さい。
2. 扶養者（連帯保証人）に変更があった場合は、速やかに事業所へご連絡下さい。

**１２．個人情報保護並びに秘密の保持**

1. 当事業所及び事業所の職員は、個人情報保護法を尊守して、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する個人情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。この個人情報の保護並びに守秘義務は、本契約終了後も同様です。
2. 当事業所は、利用者からあらかじめ同意を得ない限り、居宅介護支援事業者やサービス担当者会議等において、利用者の個人情報を提供しません。

**１３．訪問看護師の禁止行為**

訪問看護師は、利用者に対するサービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

　　　①　利用者もしくはその家族等からの金銭又は物品の授受

　　　②　利用者のご家族等に対するサービスの提供

　　　③　飲酒及び喫煙

　　　④　利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動

　　　⑤　その他利用者もしくはそのご家族等に行う迷惑行為

**１４．相談､要望､苦情等の対応**

　　　当施設では、高齢者の皆様が住み慣れた家庭や地域で穏やかに暮らしていただくため、医学

的管理の下における看護、介護その他日常的に必要とされる医療等のサービス提供に日々努

力しています。利用者様並びに介護者様が当事業所に対しての苦情やご不満がございました

ら、ささいな事でもかまいませんので、当事業所へお申し出下さい。

**◎ 当事業所への苦情並びに相談ごとは**

事業所受付　　　　　　　　　　　　　　　　担当 　管理者　上林　有香

電話 ０７５－９３４－６８８６ 　　　 ＦＡＸ ０７５－９３４－７０５０

**◎ 役所（行政）への苦情及び相談ごとは**

向日市 障害高齢福祉課

電話 ０７５－９３１－１１１１（代）　　ＦＡＸ ０７５－９２２－６５８７

京都市 西京区役所 福祉介護課

電話 ０７５－３８１－７１２１（代）　　ＦＡＸ ０７５－３９３－０８６７

京都市　西京区役所洛西支所　福祉介護課

電話 ０７５－３３２－８１１１（代）　 ＦＡＸ　０７５－３３２－８４２０

　　　　　　京都市　南区役所　福祉介護課

電話 ０７５－６８１－３１１１（代）　 ＦＡＸ　０７５－６８１－３３９０

　　　　　　長岡京市　介護保険係

　　　　　　　　電話　０７５－９５５－２０５９（代）　ＦＡＸ　０７５－９５１－５４１０

　　　　　　大山崎町役所　健康課　高齢介護係

　　　　　　　　電話　０７５－９５６－２１０１（代）　ＦＡＸ　０７５－９５７－１１０１

　　　　　　京都府国民健康保険団体連合会　介護保険課

電話 ０７５－３５４－９０５１　　　　 ＦＡＸ　０７５－３５４－９０５５

**１５．事故発生時の対応**

　　　　介護事故防止に努め訪問看護ステーションサービスを提供しますが、万一事故が発生した

場合、利用者家族に連絡し､状況に応じて行政機関､医療機関､各サービス機関等に連絡し

迅速かつ適切に対応します。

**１６．緊急時の対応**

事業所は、訪問看護サービスの提供実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じ

た時は、速やかに主治医へ連絡し適切な処置を講じます。

**１７．賠償責任**

当事業所は、サービス提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

**１８．契約に定めのない事項**

この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が協議のうえ対策を講じます。

以上

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　　年　　　月　　　日

指定訪問看護サービスの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者　所在地　京都府向日市物集女町中海道19番地の5

　　　　　　　　　　　　　　　　事業所　医療法人　回生会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　訪問看護ステーション第二かいせい

　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　上林　有香　　　　　　　　印

私は、本書面に基づいて事業者からの重要事項の説明を受け、指定訪問看護サービスの提供開始に同意しました。

　　　　　　　　　　　　契約者　　住所　〒

氏名

上記代理人（代理人を選定した場合）

　　　　　　　　　　　　　　　　　住所　〒

　氏名